

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (新旧対比表)

令和7年5月

水産庁漁港漁場整備部

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R6. 4)	改 定	摘 要
5	第1編 第1章 総則 1-9 提出書類	3) 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員宛に送信し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請するものとする。(受注者が設計共同企業体である場合は、構成員毎登録申請するものとする。) ・ ・ ・ ・ ・	3) 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員宛にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請するものとする。(受注者が設計共同企業体である場合は、構成員毎登録申請するものとする。) また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックしたうえで、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。 登録の期日は次によるものとする。 ・ ・ ・ ・ ・	表現の適正化
5	第1編 第1章 総則 1-9 提出書類	4) 受注者は、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。 (1) 受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、テクリス上で「メール送信による提出」選択する。 (2) 受注者は、(1)によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について監督職員から確認を受ける。 (3) 「登録内容確認書」については、テクリスから監督職員にメール送信されるため、受信者による提示は必要ないものとする。	4) 登録機関が受注者へ交付する「登録内容確認書」については、テクリスから監督職員にメール送信されるため、受注者から監督職員への提示は必要ないものとする	表現の適正化
5	第1編 第1章 総則 1-10 業務の打合せ等	5) 監督職員と管理技術者による打合せは、テレビ・WEB会議を活用するものとし、事前に調査職員と協議のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度監督職員と協議のうえ、変更できるものとする。	5) 監督職員と管理技術者による打合せは、テレビ・WEB会議を活用するものとし、事前に監督職員と協議のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度監督職員と協議のうえ、変更できるものとする。	修正 調査職員→監督職員
19	第2編 第1章 測量業務 第1節 深浅測量 1-1-5 水深測量 3. 水深測量 (3)測深 ①測深機器	受注者は、音響測深機(単素子、多素子、スワス音響測深機含む)及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-1 音響測深機の性能(水深100m未満)」に示す性能以上のものとする。 なお、特記仕様書に定めがなく、表2-1に示す性能以上の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち監督職員に測深方法の承諾を得なければならない。 表2-1 音響測深機の性能(水深100m未満)	イ) 受注者は、音響測深機(単素子、多素子、スワス音響測深機含む)及び航空レーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとする。 なお、使用機器の性能は、水路測量業務準則施行細則(保水海第13号(昭和58年4月27日)制定、保海沿第72号(令和6年8月5日全部改正))を準用するものとする。 ロ) 特記仕様書に定めがなく、イ)により難しい場合は、測量に先立ち監督職員に測深方法の承諾を得なければならない。 表2-1 音響測深機の性能(水深100m未満)… 【削除】	水路測量業務準則施行細則改正による変更
21	第2編 第1章 測量業務 第2節 水路測量 1-2-5 水深測量 4. 測深 (1)測深機器	受注者は、音響測深機(単素子、多素子、スワス音響測深機を含む。)及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は、「表2-2 音響測深機の性能(水深100m未満)」に示す性能以上のものとする。 表2-2 音響測深機の性能(水深100m未満)	受注者は、水路測量業務準則(保水測第47号(昭和57年10月1日)制定、保海技第56号(令和6年8月5日全部改正))第11条に基づく測深機器により測深を行うものとする。なお、使用機器の性能は、水路測量業務準則施行細則によるものとする。 表2-2 音響測深機の性能(水深100m未満)… 【削除】	水路測量業務準則等改正による変更

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R6.4)	改 定	摘 要
22	第2編 第1章 測量業務 第2節 水路測量 1-2-5 水深測量 5. 測深線間隔及び未測深幅	5. 測深線間隔及び未測深幅 (1) 受注者は、水域の区分毎に「表2-3 未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとらなければならない。 表2-3 未測深幅	5. 測深線間隔 (1) 受注者は、水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年4月1日海上保安庁告示第102号、令和6年3月21日海上保安庁告示第17号一部改正）に示す水域の区分毎に測深範囲を満足するように測深線間隔をとらなければならない。 表2-3 未測深幅…【削除】	水路測量における測定又は調査の方法に関する告示改正による変更
23	第2編 第1章 測量業務 第2節 水路測量 1-2-5 水深測量 5. 測深線間隔及び未測深幅	(3) 受注者は、係船岸前面を測量する場合、防舷材前面から30m又は着岸最大船舶の船幅の1.5倍のうち広い範囲まで行うものとし、未測深幅を防舷材前面から1m以内となるように測深しなければならない。 (5) 受注者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「表2-3 未測深幅」の規定量を超えた場合、再度測量しなければならない。	(3) 受注者は、係船岸前面を測量する場合、防舷材前面から30m又は着岸最大船舶の船幅の1.5倍のうち広い範囲まで行うものとする。 (5) …【削除】	水路測量における測定又は調査の方法に関する告示改正による変更